

全仏

ZENBUTSU



473

仏暦2544年11月 (2001年)
財団法人 全日本仏教会
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



ネパール王国文化観光民間航空大臣と会談 (関連記事8頁)
(右より青地敬水ルンビニー委員会委員長、吉橋勝寛総務部長、Bal Bahadur K.C. 大臣)

日本仏教者からの平和への願い
教化セミナー
日本宗教連盟セミナー
戒名・法名リーフレット完成

日本仏教者からの平和への願い

第三十八回全日本仏教徒会議で宣言

第三十八回全日本仏教徒会議が、十月十、十一日に新潟県長岡市で開催された。(詳細は次号で紹介予定) 十一日、長岡市立劇場で開催された記念式典で、本会石上智康理事長は以下の要旨の宣言を行い、世界平和への思いを全世界に向けて発信した。

※ ※ ※ 日本仏教者からの平和への願い

去る九月十一日の、米国に対するあまりにも突然・乱暴なテロ行為に驚きと深い悲しみを覚えます。

無実の人々をまきこんだ、無差別な卑劣きわまる行為により、かけがえのない生命を失われた大勢の方々に対し、心から哀悼の意を表すると共に、多大な被害を受けた方々



石上理事長の宣言

と米国民に対して、心よりのお見舞いを申し上げます。

二十一世紀を迎え、全世界の人々が、民族・政治・宗教等の違いを乗り越え、互いに理解しあい、対話と協調による平和共存を目指して行かなければならないこの時に、このような残虐無謀な暴挙が起こされたことは、残念至極であります。

人類は長い歴史の中で数多くの戦いを繰り返し、戦火の中で多くの人々が悲惨な死をとり、更には、後に残された人々が悲しみの奈落に突き落とされるという悪循環を絶え間なく繰り返してきました。

今こそ、過去の悲しいおろかな歴史を繰り返すことのないよう、仏教の智慧と和合の精神に立ち返るため全力を尽くすと共に、罪のない一般大衆をまきこむことなく、証拠に基づく公正な法の裁きによる犯罪者の処罰と再発防止に向けた全世界的連帯等に向け、叡智ある外交努力を傾注することが、当面、緊要の課題であると信じます。

テロの恐怖から解放され、世界中の人々のいのちがいいきいと光り輝く世の中を創り上

げるため、仏さまのお覚りの智慧に教え導かれて私達も精一杯精進いたしましょう。

二〇〇一年 十月十一日

財団法人 全日本仏教会

理事長 石上智康

戒名・法名リーフレット完成

戒名・法名リーフレット作成委員会が作成を進めていたリーフレット「戒名・法名について」がこの度完成しました。

一部百円で、頒布希望の方はFAXまたは、ハガキで、①氏名、②一般とご寺院(ご宗派・ご寺院名)の別、④希望部数、⑤住所・〒番号⑥連絡先電話番号を明記してお申し込み下さい。

(送料・梱包料は別途申し受けます。同封の振込み用紙で本会宛振り込み下さい)

申込先 全日本仏教会・総務部

〒一〇五-〇〇〇一

東京都港区芝公園四一七-四

電話 〇三-三四三七-九二七五

FAX 〇三-三四三七-三二六〇



法律相談室

回答・長谷川正浩本会顧問弁護士

借地人の建物について抵当権設定と地主の承諾書

(問) 銀行からお金を借りるので建物の担保差入抵当権設定承諾書に署名捺印してほしいと言つて、借地人が別紙のような内容の書類をもってきました。これに署名捺印しても、大丈夫でしょうか。

(答) 借地上的建物は、借地とは別個の不動産ですから、借地人である建物の所有者は、土地の所有者である地主の承諾を得ることができず、この建物を抵当に入れることができます。

そして建物を抵当に入れますと、その抵当権の効力はその敷地である借地権にも及ぶこととなります。ですから借地人は建物を抵当に入れることによって、敷地の借地権を、地主の承諾なくして抵当に入れることができるというわけですね。

それならば、何故金融機関は地主に承諾を求めるのでしょうか。それは第一に、抵当権が実行されて借地上的建物が競売されると、新たに建物の買受人が建物の所有者となり、その敷地である借地権を取得することになるのですが、この借地権の譲渡を地主に承諾してもらう必要があるからです。

もつとも地主が不利になる恐れがないにも拘わらず、地主が借地権譲渡を承諾しないときのために、借地法は、裁判所が買受人の申立てによって地主の承諾にかわる許可決定ができると規定しています。だから必ずしも事前に地主の承諾を

得ておく必要はありません。

しかしこの裁判所の決定にはほとんどの場合、借地権価格の割に相当する金額(譲渡承諾料)の地主への支払が買受人に命ぜられることになっています。

従つて金融機関が地主に承諾を求めるのは、この裁判上の手続きを回避し、譲渡承諾料の支払を免れるという目的があります。買受人に買受をし易くして、金融機関が借地人に貸したお金の回収を容易にするためです。

第二の理由は次のとおりです。

建物に対する抵当権の効力が敷地である土地の借地権に及ぶことは前述のとおりです。しかし、借地人が地代不払い等によって地主から賃貸借契約を解除されてしまえば、借地権は消滅してしまいます。従つて借地人の建物に対する抵当権が敷地借家権に及ぶといつても借地権がなくなつてしまえば、建物に対する抵当権だけが残ることになります。

建物というのは敷地の使用権なくして所有することは不可能です。だから敷地借地権に効力の及ばない抵当権を実行することはできなくなります。建物だけを買い受ける買受人はいませんから、借地権がなくなつた建物だけの抵当権は全くの無価値になってしまうからです。

そこで金融機関は、地主に対して「地代不払い、無断転貸など借地権の消滅も

しくは変更をきたすような恐れのある事実が生じたときには通知するよう」要求したり、また、「借地権の価値を阻害するような処分をしないよう」要求しているのです。

これらの承諾書には、地主の印鑑証明書を添付して、実印を押すことが求められています。これは地主が承諾書に違反して金融機関に通知しないで賃貸借契約を解除したようなときは、金融機関に損害を賠償しなければならぬことを意味します。

事実、金融機関からの損害賠償が認められた判決もありますから、気をつけなければなりません。なお、このことは実印であろうが認印であろうが同じことですから気をつけて下さい。認印だから損害賠償しなくてよいということにはなり

ません。

そこで注意しなければいけないことは、第一に、金融機関に地主が通知するという条項は全部削除することです。地代の不払いがあったからといって、いちいち金融機関に通知するのは煩わしい限りです。しかも証拠を残す為、金融機関の代表者宛に内容証明郵便で通知する必要があります。

第二に買受人や任意処分の相手方への借地権譲渡を前もって認めるとしても、譲渡承諾料の支払を条件にしておくことが必要です。

いずれにしても書いてあることが判らないときや、納得のいかないときは、はっきり断るか、その部分を削除訂正するものが重要です。一部削除訂正したもので金融機関は受け入れているようです。

1. 甲(地主)および乙(借地人)は、次のとおり土地の賃貸借契約をしていることを確認いたします。
- | | | | |
|------------|------------|--------|-----------------|
| 土地の所有地番 | | | |
| 土地面積 | 平方メートル | (坪) | |
| 土地の地目 | 宅地 | 山林 | その他() |
| 建築予定の住宅の構造 | 木造 | 防火構造 | |
| | 不燃組立構造 | 簡易耐火構造 | |
| | 耐火構造 | | |
| 賃貸借契約期間 | 自 平成 年 月 日 | | |
| | 至 平成 年 月 日 | | |
| 抵当権等設定 | 無し | | |
| 土地賃貸料 | 1カ月当たり | 円 | (3.3平方メートル当り 円) |

2. 甲は乙が上記土地に住宅を建設し、その住宅を貴社の抵当に差し入れることを了承しました。
3. 甲および乙は土地の所有権が他に移転する場合にはあらかじめ(やむを得ない場合は移転後直ちに)貴社に通知します。
4. 乙の地代不払い、無断転貸など借地権の消滅もしくは変更を来たすようなおそれのある事実の生じた場合またはこのような事実が生じるおそれのある場合は、甲および乙は貴社に通知するものとします。また、乙の有する賃借権は、当然貴社に移転することに甲は同意します。
5. 甲および乙は、賃貸借契約の解約もしくは内容の重大な変更を行おうとし、または借地権を担保に提供しようとする場合には、あらかじめ貴社の承認を受けます。
6. 甲および乙は、競売その他の抵当権者の処分または公売によって乙の住宅所有権が他へ移転するときは、住宅取得者に、上記借地権を譲渡することを認めます。甲は、乙の取得する借地権の価値を阻害する権利の処分を行いません。

以上

(地主の印鑑証明書添付)

教化セミナー「いま、仏教と医療を考える(2)」(下)

終末医療の現場から仏教者は何を学び実践すべきか

—提言—大正大学講師・浄土宗僧侶 佐藤 雅彦

前号に続き、七月四日、本願寺築地別院で開催された、本会主催による教化セミナーより、大正大学講師・浄土宗僧侶の佐藤雅彦師の提言の要旨を紹介する。

(文責 社会部)

ターミナルケアの現場で、宗教家の関わりがどうして求められるのかというと、欧米からのホスピスの考え方、即ち、医療従事者だけでは緩和できない「心の痛み」があるからという点が以前から指摘されている。

近代におけるホスピスを提唱した、イギリスのシシリー・サウンダースは、死にいく人々が持つ痛みとそれに関わる専門家として①身体的痛み②医療従事者③精神的な痛み④臨床心理士⑤社会的な痛み⑥ソシアルワーカー⑦スピリチュアルな痛み⑧チャプレン、以上四つを挙げている。

そして専門家が一人の患者を中心にチームを作り、痛みの度合いによって、それにふさわしい専門家が緩和に当たるのが望ま

いとした。

「死んだらどこへ行くのか。私の生きてきた意味とは。死後の世界はあるのか。」

このように、人間対人間の苦しみから、もっと大きなものに触れあつた時に感じる痛み・苦しみ。これをスピリチャル(霊的)な痛みとか実存的な痛みという。こうした痛みの緩和にはチャプレン(病院付きの牧師、宗教家)が当たっている。欧米の病院にはチャペル(教会)がありチャプレンがいる。

病院での宗教家というと、多くの人はキリスト教の司祭(神父・牧師)を想像する。私は宗教家を実際に病院で何をしているのかに興味を持ち、アメリカ・ワシントンのジョージタウン大学に生命倫理の研究に赴き、また病院を実際に訪れ研修を行った。

そこではキリスト教の思想の背景の中、病人達に教えをどのように提供していくかという教育プログラムが、各病院や教育機関の中に普通に設けられている。そしてごく一般の人々が、こうしたプログラムを学んでチャ

プレンとして病院に携わっている。

ジョージタウン大学付属病院のチャペルでは、昼休み、患者よりも一般の医療従事者が数多く祈っている。一般の教会であろうが、病院の教会であろうが、同じように日常の祈りが捧げられているのである。

つまり、日常の祈りを捧げている人たちが、病気にあつても同じ祈りを捧げたい。そこに病院におけるチャペルの必然性があり、チャプレンを求める声がある。

仏教のビハラーにおいても、日常の礼拝をしてきたから、ビハラーの仏像がありがたく、尊く受け止めることができる。こうしたあり方が望ましいのではないか。

さて、心の痛みを緩和する専門家というのは宗教家でなくてはできないのだろうか。仏教の信仰や知識があれば在家の人でもその役割を果たすことができるのではないだろうか。しかし私は、宗教家という専門家でなければできないこと。これも見逃すことはできないと考える。

一ヶ月前、男性の末期ガン患者の所に僧侶として訪問したおり、彼は「人間は過ちを犯したことは、死んだ後も罪としてついてまわるのでしょうか。」という表現をし、静かに話し始めた。

彼は企業戦士として上司の命令で、ある人



佐藤 雅彦 師

を貶めてしてしまい、そうした自分の行為に
ずっと煩悶してきたことを語った。彼はこの
ことを奥さんにも話していなかった

私はその時、懺悔（仏教ではさんげと読
む）を勧めた。そして彼は私と一緒に静かに
手を合わせて、自分の罪を悔い改め、その貶
めてしまった人のことを祈った。彼は「胸の
内につかえていたものがすっきりしまし
た。」といって、私の方を向いて感謝された。
その後十日せずに彼は亡くなっていった。
彼は、信頼する医療従事者が差し向けてく
れた、本当のプロフェッショナルの宗教家と
して私を信頼してくれたからこそ、自分の心
の奥底の罪を話す気持ちになつたのだと思
う。このように、宗教家でなければできない専門
性というのは多分にあると思う。

現在、日本に緩和ケア施設が八十六ある中
で、仏教の施設はただ一つである。ビハラー
の教育を受けた多くの方々が、自分の能力を

生かす場がなくて困っているという。

では、緩和ケア施設でなくては、ビハラー
でなくては私たちの活動はできないのだろう
か。緩和ケア施設には現在一千五百床のベッ
ドしかない。そのほかの一般の病棟で亡くな
っていく人の数は途方もなく多い。

私自身、様々な医療従事者と知り合い、勉
強会も行った。けれども「うちの病院へ来て、
ぜひ患者さんに会って欲しい。」という事例
はないまま二十年近くが経過した。

けれどもある時、優秀な医者・看護婦と出
会った。彼らは自分に出来ることと、できな
いことをきちんと分析して、その橋渡しを私
に依頼した。そして一般の病院の泌尿器外科
で、心のボランティアという形で携わる機会
を持つことが出来た。

さて、ターミナルケアの現場から、仏教者
は何を学んで実践すべきなのだろうか。

私たち仏教者は、輝くばかりの祈りという
伝統を培ってきた。けれども現実の社会に生
じている問題に取り組もうという姿勢が、ど
れくらい教団・組織・地域をあげてやってき
たのだろうか。力不足の点は否めないと思う。

しかし、私たちの身近な所というと、個人
レベルで誰もがターミナルケアの現場におも
むき、関わるのが望ましいかという疑問が
ある。児童教育に取り組むことが、自分の宗

教的活動としてふさわしい人もいる。子供か
ら人の死までライフスタイルの全ての局面で
関わるのは難しいと思う。

けれども、檀家や信徒を持つお寺の方で、
直接的に関わりを持ちたいと考えているので
あれば、ぜひ檀信徒が病気になるたら見舞い
に行く所から始めて欲しい。

次に、活動する地域の医療従事者と綿密に
コンタクトをとって親交を深めることが、医
療者の意識もターミナルケアへの理解が深ま
る中で大切になる。また、こうした専門家の
ゆるやかなネットワークを培って頂きたい。

間接的な関わりとして、葬儀や法事で接す
る遺族の方に、故人がどのように療養生活を
過ごしてきたのか尋ねて頂きたい。その遺族
の痛み、苦しみを宗教者が共有することで、
癒していく（グリーンワーク）ことになる。

また、自分の宗派の独自性を出すと、対象
が自分の宗派の檀信徒に限定される。多くの
医療施設では宗派色を出した瞬間に医療従事
者は躊躇してしまうのが現実である。むしろ、
平易な言葉で普遍的な人間理解の表現を提示
していくことが求められている。

同時に全日本仏教会や、地域の仏教会が宗
派を超えたレベルで、それぞれの地域の医療
従事者への研修のプログラムを提示するのも
一つの方法ではないだろうか。

ネパール王国文化観光民間航空大臣と会談

十月一日午後一時、大阪リーガロイヤルホテルで、世界観光機関の会議に出席のため来日していた、ネパール王国文化観光民間航空大臣 Bal Bahadur KC氏らを、本会青地敬水ルンビニー委員会委員長、吉橋勝寛総務部長が訪問。マヤ堂修復事業について会談し、活発に意見交換を行った。

信教の自由に関する委員会

十月三日午後一時半より、明照会館会議室で本年度第二回の信教の自由に関する委員会が開催された。

六月に開催された第一回の委員会で懸案事項となっていた項目のうち靖国神社問題を中心に様々な観点から意見交換を行った。更に戦没者をどの様に慰霊することが、靖国問題の解決になるのかについても意見が交わされた。

次回は、仏教界として戦没者の慰霊と靖国問題解決の対処方法について、具体的な対策を検討すると共に信教の自由に関する諸問題についても多角的に検討することになった。

同和委員会

九月十九日午後一時半から、真言宗智山派

宗務庁で、第四回同和委員会が開催された。

そして第十三回加盟団体代表者同和研修会を、十一月十五日(木)午後一時から、大阪市浪速区(社)部落解放・人権研究所で開催し、赤井隆史氏(部落解放同盟大阪府連合会書記次長)の講演と、同区の大阪人権博物館の見学を行うことが決められた。

埼玉県佛教徒大会

十月五日午前十時から、妻沼町中央公民館で第二十四回埼玉県佛教徒大会が開催された。

献灯式に続き、聖歌隊「エプロンサイン」による聖歌、記念法楽と進行し、酒井文雄埼玉県佛教会副会長による挨拶が行われた。来賓挨拶では本会西村輝成事務総長が挨拶した。続いて、タレントの桂小金治師匠が「人の心に花一輪」をテーマに記念講演を行った。会場を埋めた聴衆は、師匠の温かい語り口に静かに耳を傾けていた。

十月一日

事務局長録事

- 一日 ネパール大臣と会談
- 三日 局内会議
- 四日 信教の自由に関する委員会
立正佼成会開祖入寂会参列
- 五日 ルンビニー事務連絡会議

埼玉県佛教徒大会出席

真言宗智山派同和研修会出席

六日 部落解放・人権研究所部会出席

九日 マヤ堂考古学調査打合せ

十一日～十二日 全日本仏教徒会議新潟大会

十五日 大蔵経データベース化委員会出席

十六日～十八日 部落解放研究全国集会出席

十七日 新宗連五十周年式典出席

二十三日 局内会議

二十四日 法律相談室

二十六日 全日本仏教婦人連盟大会出席

三十一日 故正力松太郎氏追悼法要参列

日宗連テロ事件対応検討会

哀悼

岩間日勇師(全仏元副会長)

九月十七日遷化 九十三歳

日蓮宗元管長

法律相談室

長谷川正浩弁護士による無料法律相談を毎月第二、第四木曜日の午後開催しております。本会事務局(〇三―三四三七―九二七五)へ事前予約の上おいで下さい。